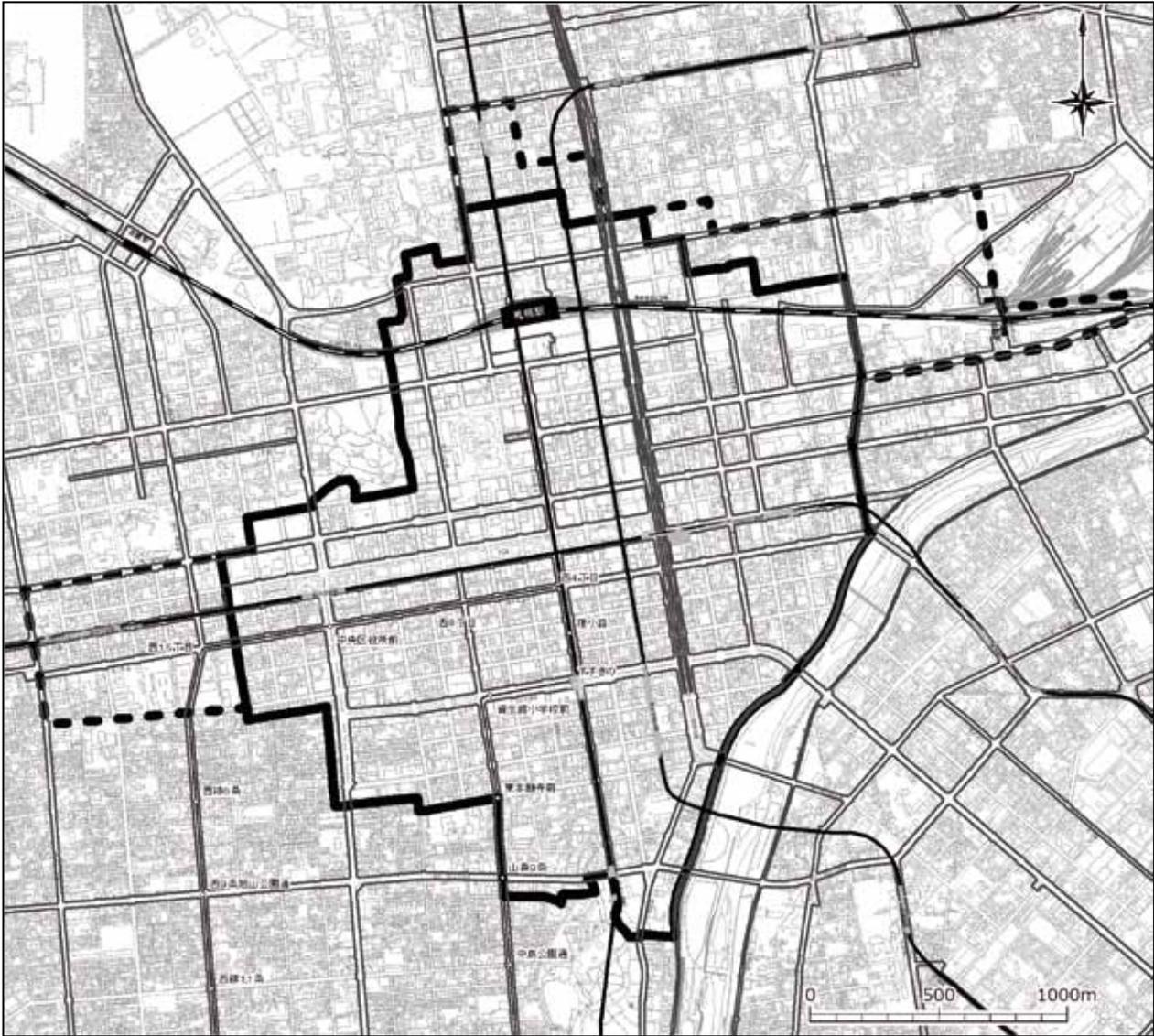


## 資料編

資料1	整備促進地区の区域	70
資料2	都市再開発方針の上位計画	78
資料3	都市再開発方針の根拠法令	82
資料4	都市再開発方針の変遷と市街地再開発事業等の実績	83
資料5	都市再開発方針策定までの経緯	88
資料6	市民意見の反映に関わる取組	90
資料7	再開発の手法の例	99

# 資料1 整備促進地区の区域

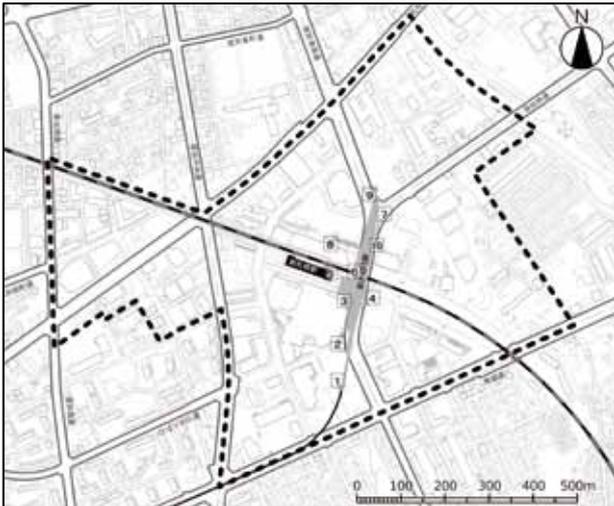
## ■都心地区及び都心周辺地区



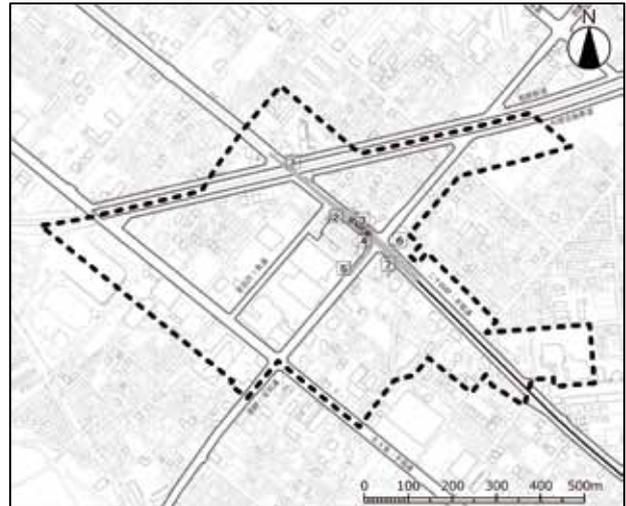
<都心地区><都心周辺地区>

	整備促進地区 (都心)		J R		地下鉄		都市計画道路
	整備促進地区 (都心周辺)		路面電車		地下鉄出入口		

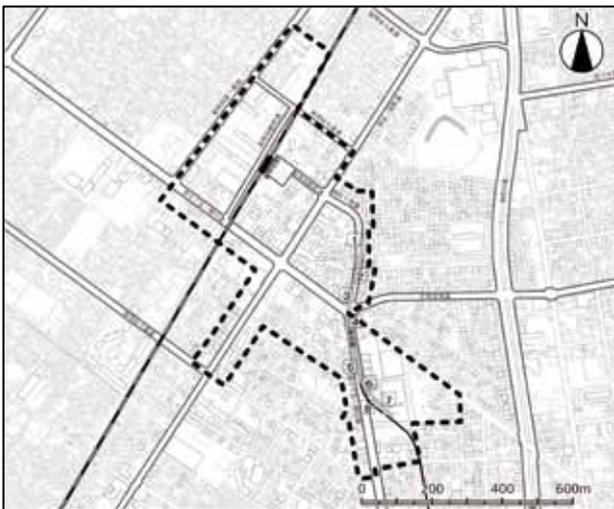
■地域交流拠点地区



新さっぽろ



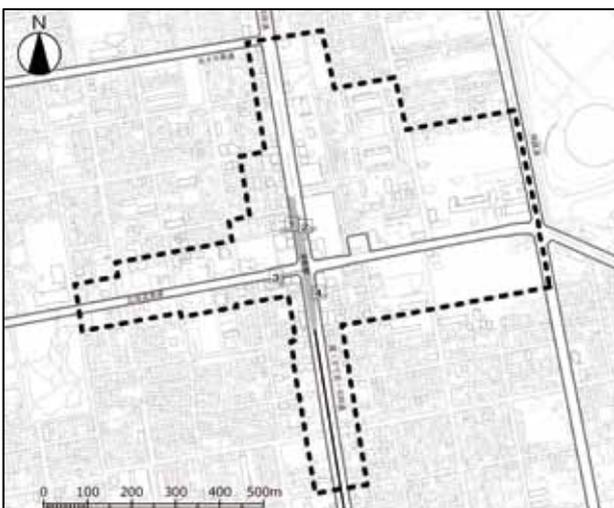
宮の沢



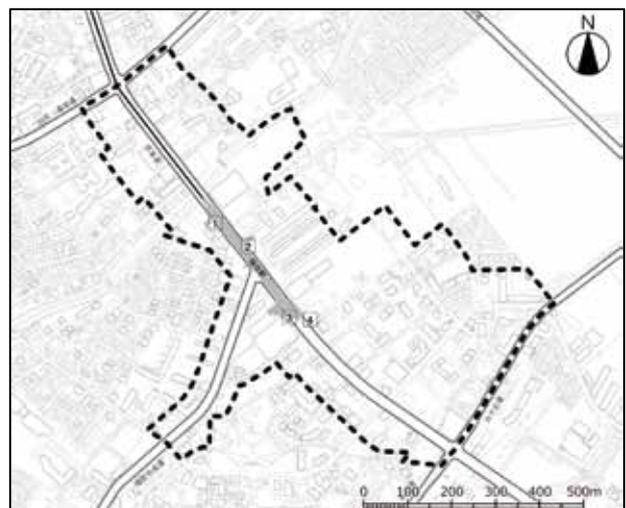
麻生・新琴似



真駒内



栄町



福住

<地域交流拠点地区>

整備促進地区 (地域交流拠点)	都市計画道路	JR	路面電車	地下鉄	地下鉄出入口
--------------------	--------	----	------	-----	--------

第1章  
はじめに

第2章  
再開発を  
取り巻く状況

第3章  
再開発の  
基本目標

第4章  
1号市街地、整備促進  
地区及び2号地区の  
指定と支援の考え方

第5章  
地区ごとの  
整備方針

第6章  
これからの  
再開発の  
進め方

資料編

第1章

はじめに

第2章

再開発を  
取り巻く状況

第3章

再開発の  
基本目標

第4章

1号市街地整備促進  
地区及び2号地区の  
指定と支援の考え方

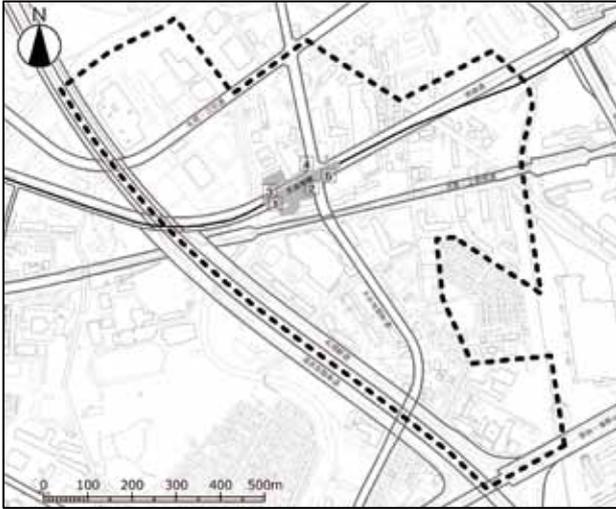
第5章

地区ごとの  
整備方針

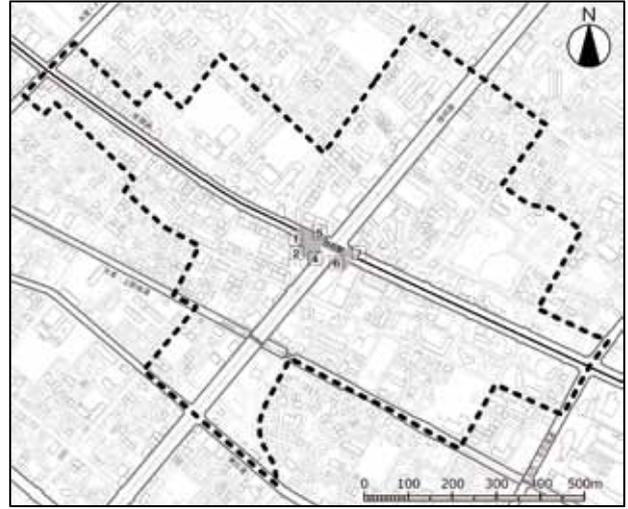
第6章

これからの  
再開発の進め方

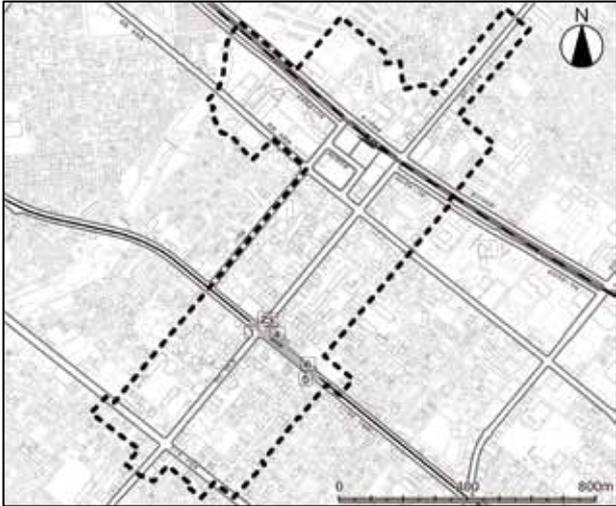
資料編



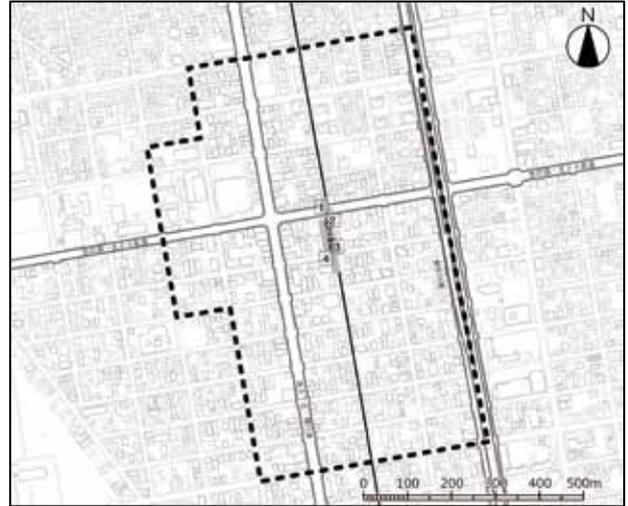
大谷地



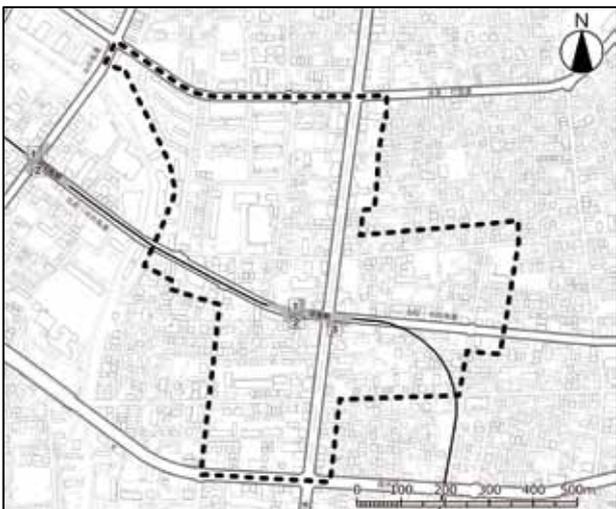
白石



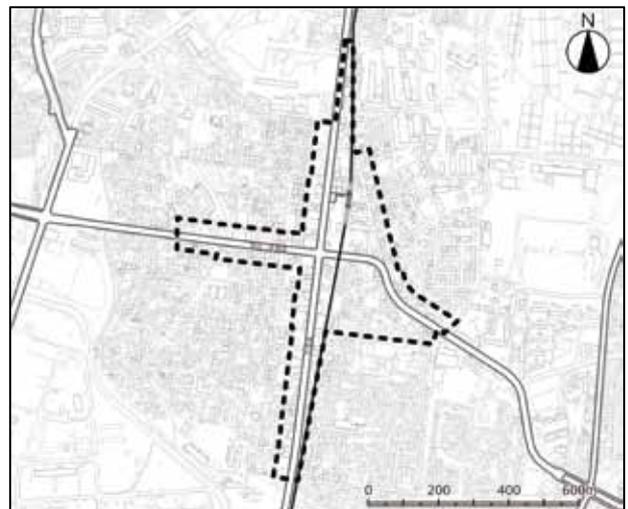
琴似



北24条



平岸



澄川

<地域交流拠点地区>

整備促進地区 (地域交流拠点)	都市計画道路	JR	路面電車	地下鉄	地下鉄出入口
--------------------	--------	----	------	-----	--------

第1章 はじめに

第2章 再開発を取り巻く状況

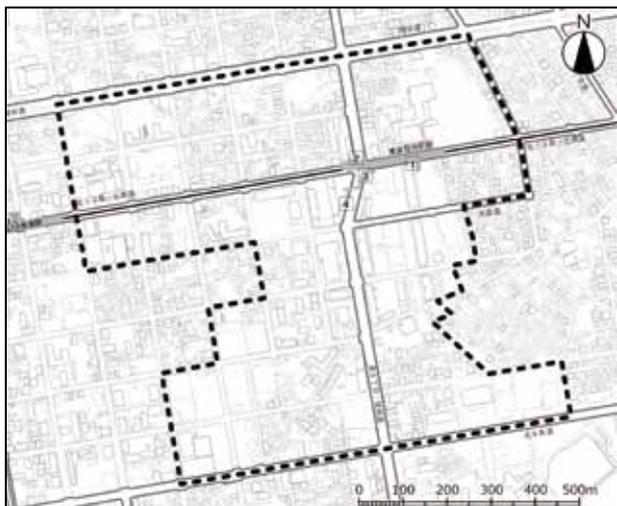
第3章 再開発の基本目標

第4章 1号市街地、整備促進地区及び2号地区の指定と支援の考え方

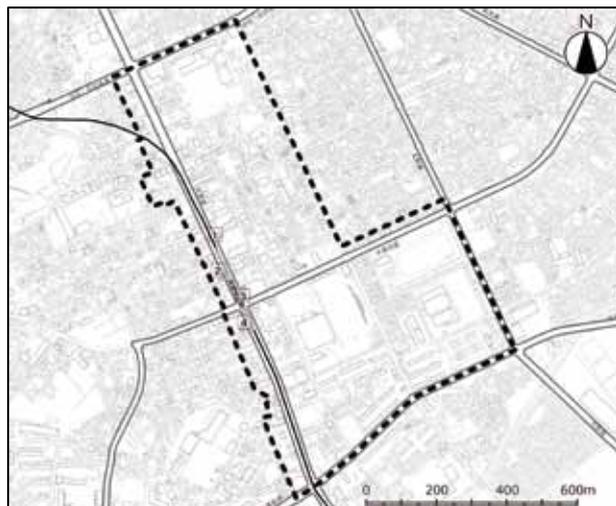
第5章 地区ごとの整備方針

第6章 これからの再開発の進め方

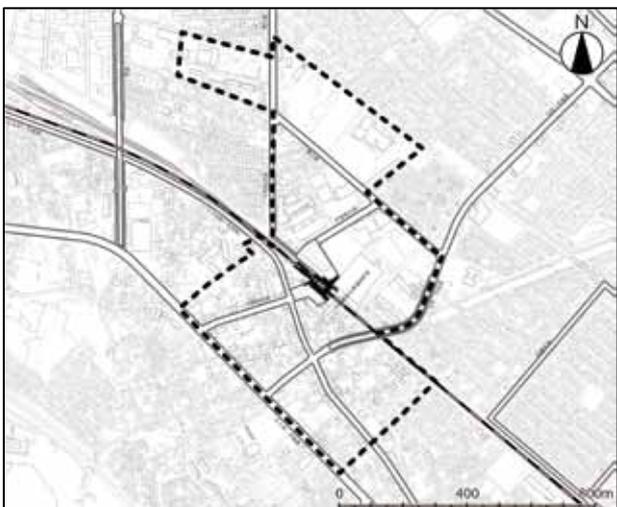
資料編



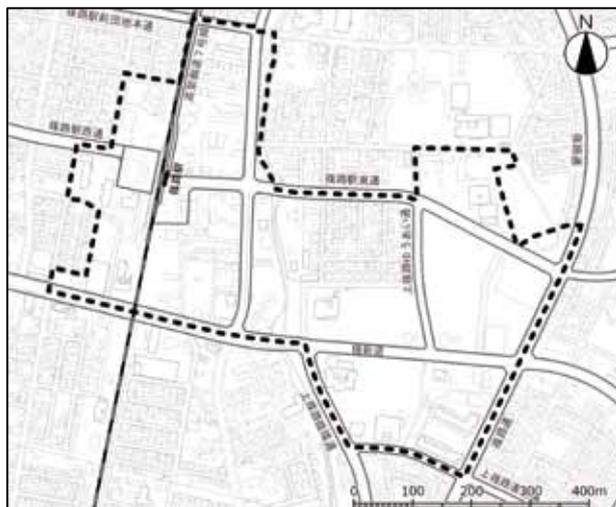
光星



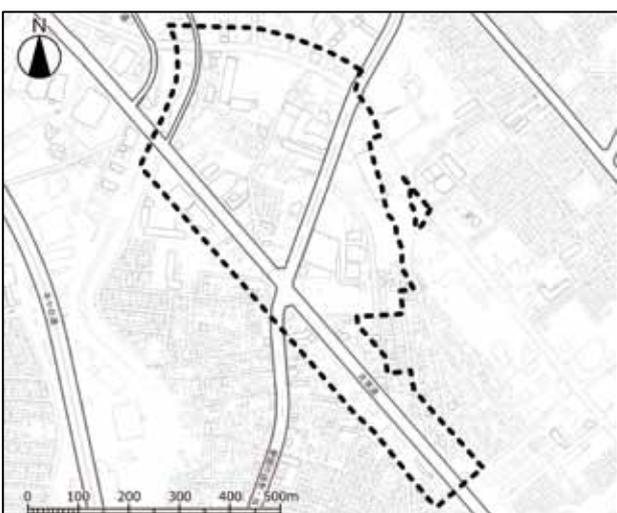
月寒



手稲



篠路

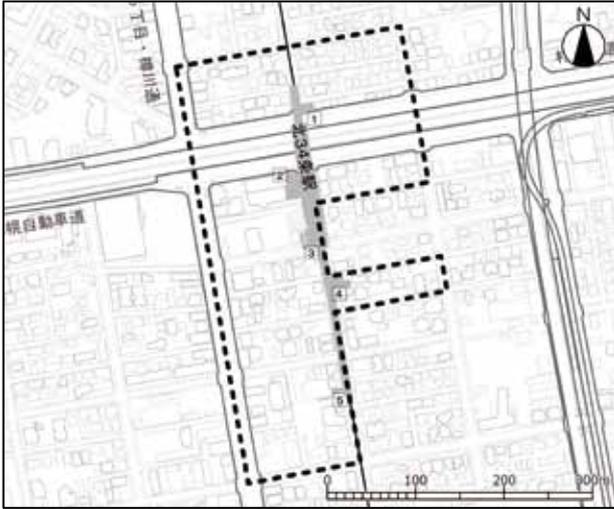


清田

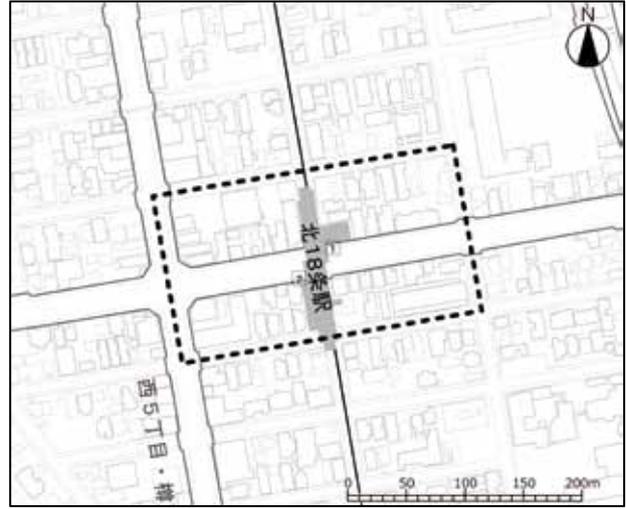
<地域交流拠点地区>

整備促進地区 (地域交流拠点)	都市計画道路	JR	路面電車	地下鉄	地下鉄出入口
--------------------	--------	----	------	-----	--------

■地下鉄駅周辺地区



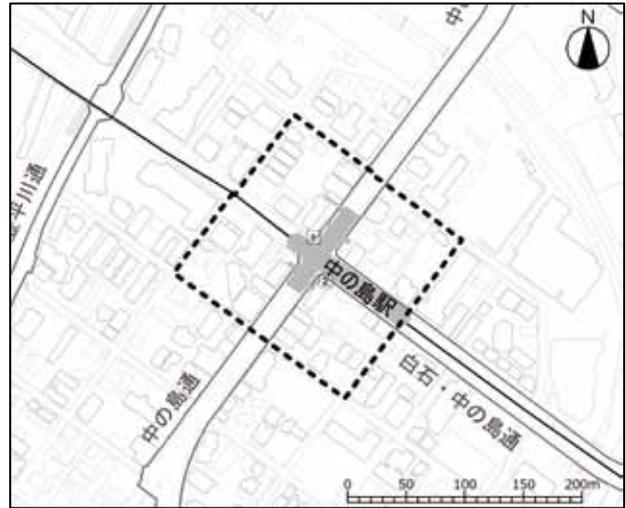
北34条駅



北18条駅



幌平橋駅



中の島駅



南平岸駅



自衛隊前駅

<地下鉄駅周辺地区>

整備促進地区 (地下鉄駅周辺地区)	都市計画道路	JR	路面電車	地下鉄	地下鉄出入口
----------------------	--------	----	------	-----	--------

第1章 はじめに

第2章 再開発を取り巻く状況

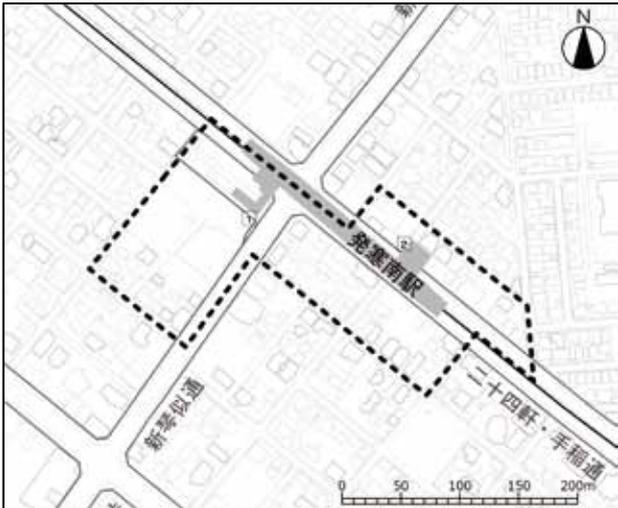
第3章 再開発の基本目標

第4章 1号市街地、整備促進地区及び2号地区の指定と支援の考え方

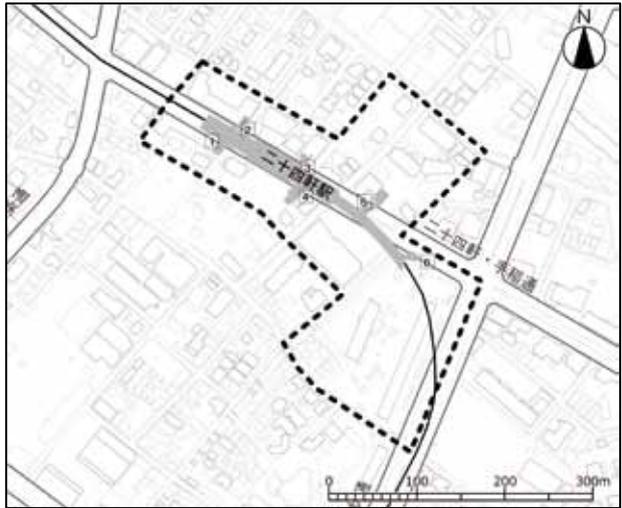
第5章 地区ごとの整備方針

第6章 これからの再開発の進め方

資料編



発寒南駅



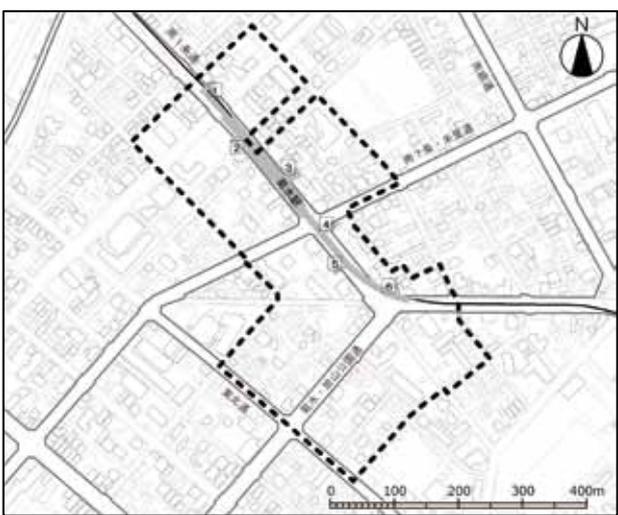
二十四軒駅



西28丁目駅



円山公園駅



菊水駅



東札幌駅

<地下鉄駅周辺地区>

	整備促進地区 (地下鉄駅周辺地区)		都市計画道路		JR		路面電車		地下鉄		地下鉄出入口
--	----------------------	--	--------	--	----	--	------	--	-----	--	--------

第1章

はじめに

第2章

再開発を  
取り巻く状況

第3章

再開発の  
基本目標

第4章

1号市街地整備促進  
地区及び2号地区の  
指定と支援の考え方

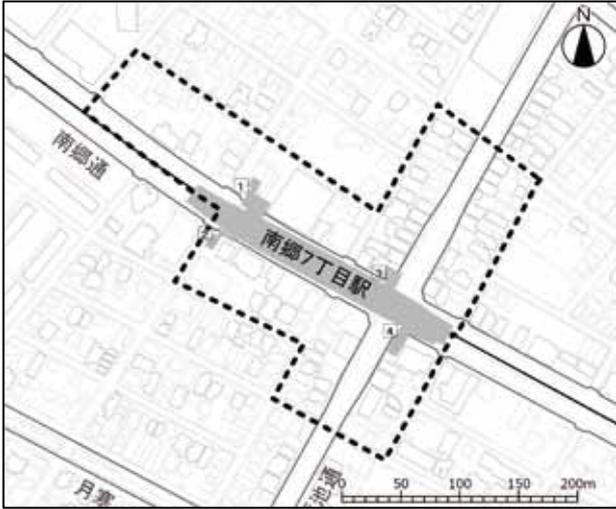
第5章

地区ごとの  
整備方針

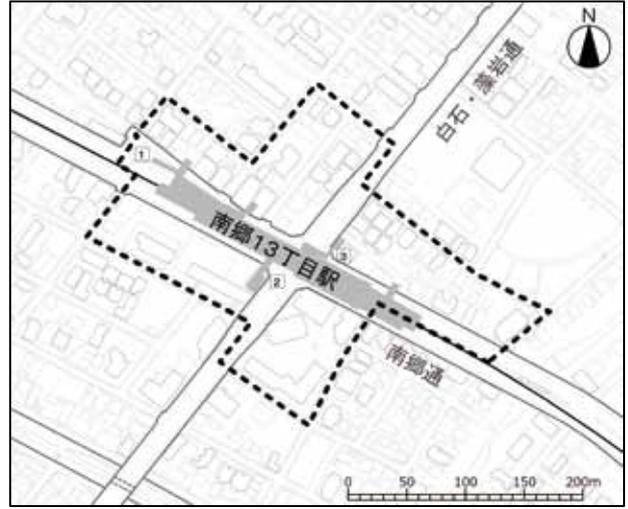
第6章

これからの  
再開発の進め方

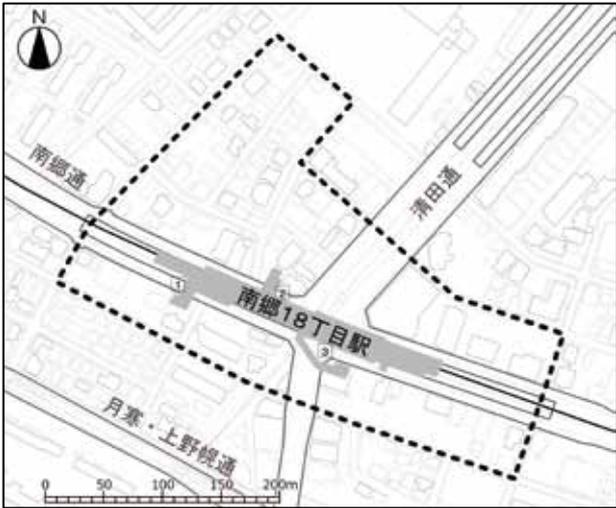
資料編



南郷7丁目駅



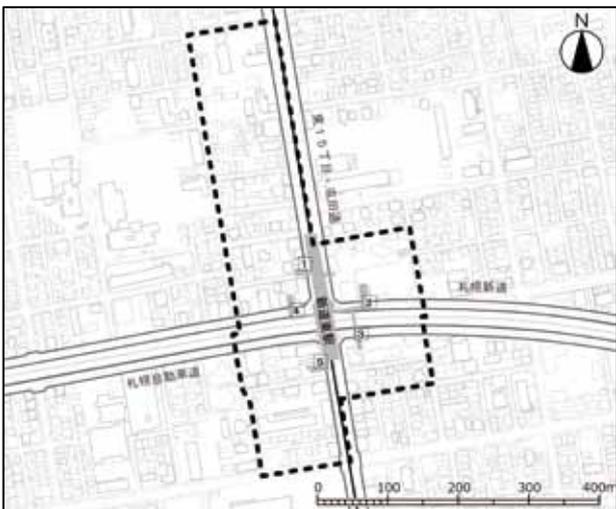
南郷13丁目駅



南郷18丁目駅



ひばりが丘駅



新道東駅



元町駅

<地下鉄駅周辺地区>

整備促進地区 (地下鉄駅周辺地区)	都市計画道路	JR	路面電車	地下鉄	地下鉄出入口
----------------------	--------	----	------	-----	--------

第1章 はじめに

第2章 再開発を取り巻く状況

第3章 再開発の基本目標

第4章 1号市街地、整備促進地区及び2号地区の指定と支援の考え方

第5章 地区ごとの整備方針

第6章 これからの再開発の進め方

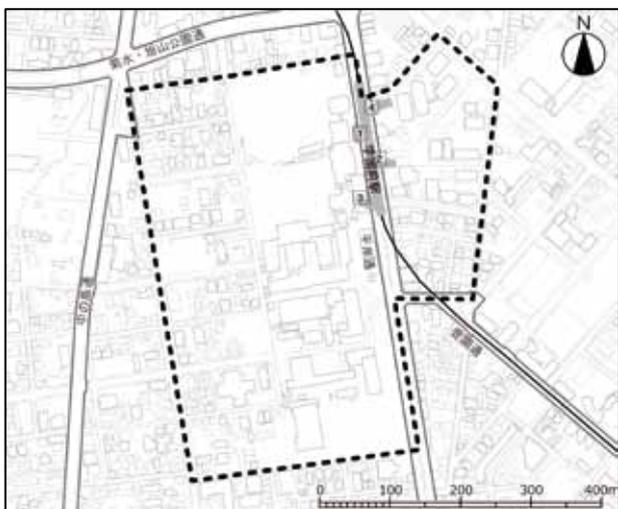
資料編



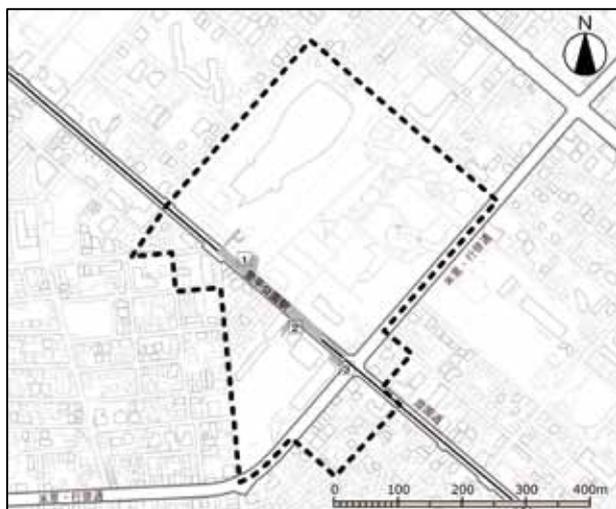
環状通東駅



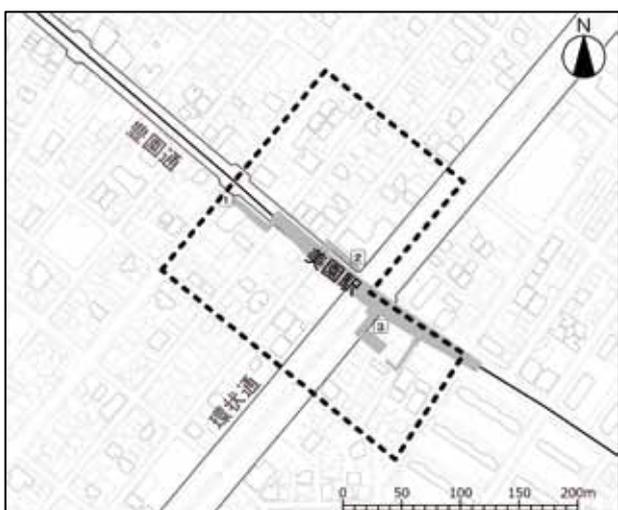
北13条東駅



学園前駅



豊平公園駅



美園駅

<地下鉄駅周辺地区>

整備促進地区 (地下鉄駅周辺地区)	都市計画道路	JR	路面電車	地下鉄	地下鉄出入口
----------------------	--------	----	------	-----	--------

# 資料2 都市再開発方針の上位計画

## (1) 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンについて

2次戦略ビジョンは、まちづくりの基本的な指針として、札幌市の計画体系では最上位に位置し、本方針を含む様々な分野における個別計画はこれに沿って策定されます。

2次戦略ビジョンでは、図2.1のとおり、「目指すべき都市像」、「まちづくりの重要概念」、「まちづくりの基本目標」を掲げています。本方針における「これからの再開発に求められる公共貢献」は、2次戦略ビジョンをはじめとする上位計画などを踏まえて整理しています。

また、2次戦略ビジョンの「都市空間」分野の基本目標では、「コンパクトで人にやさしい快適なまち」、「世界を引き付ける魅力と活力あふれるまち」、「都市基盤を適切に維持・更新し、最大限活用するまち」を掲げ、図2.2のとおり都市空間のイメージを示しています。

図 2.1 2次戦略ビジョンの主な構成

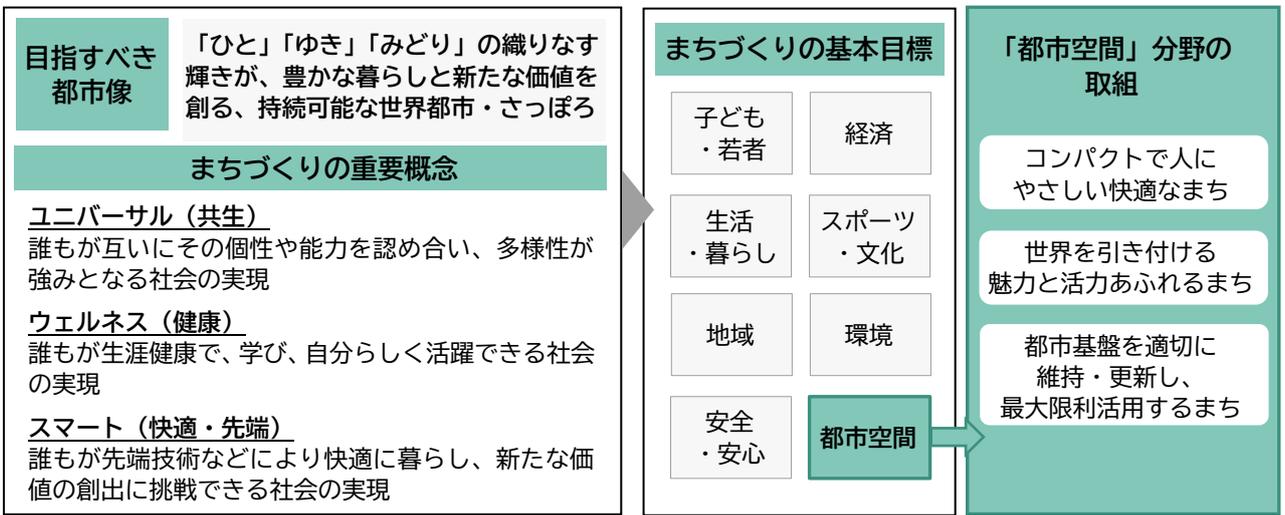
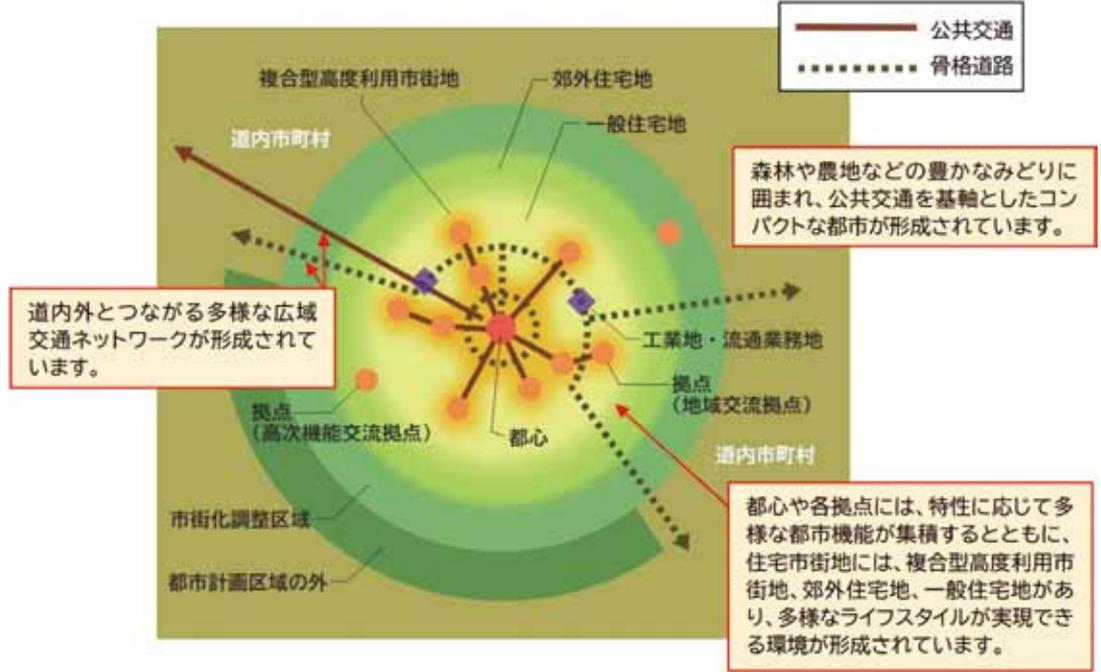


図 2.2 都市空間のイメージ



## (2) 第3次札幌市都市計画マスタープランについて

3次マスタープランは、札幌の目指すべき都市像の実現に向けた取組の方向性を全市的視点から整理し、都市づくりの総合性・一体性を確保するとともに、今後の協働の都市づくりを推進するために市民・企業・行政等が共有することを目的としており、2次戦略ビジョンのうち、都市づくりに関わる事項を担っています。

3次マスタープランでは、「今後顕在化するであろう課題に備える視点」と「札幌の強みを生かし機会を的確に捉えた持続的な発展に向けた視点」から見直しのポイントを整理しています。

3次マスタープランの主な構成は図2.3のとおりです。図2.4では、「都市づくりの重点」と、都市空間の区分ごとの特性や役割に応じて、基本目標の実現に向けた主要なテーマを示しています。

図 2.3 3次マスタープランの主な構成

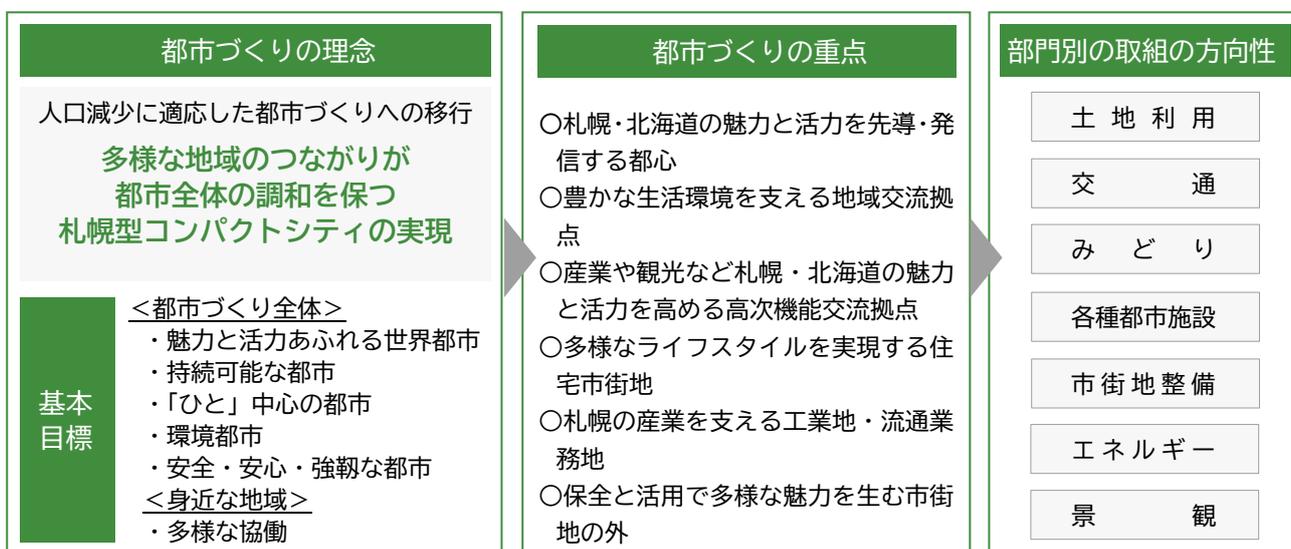
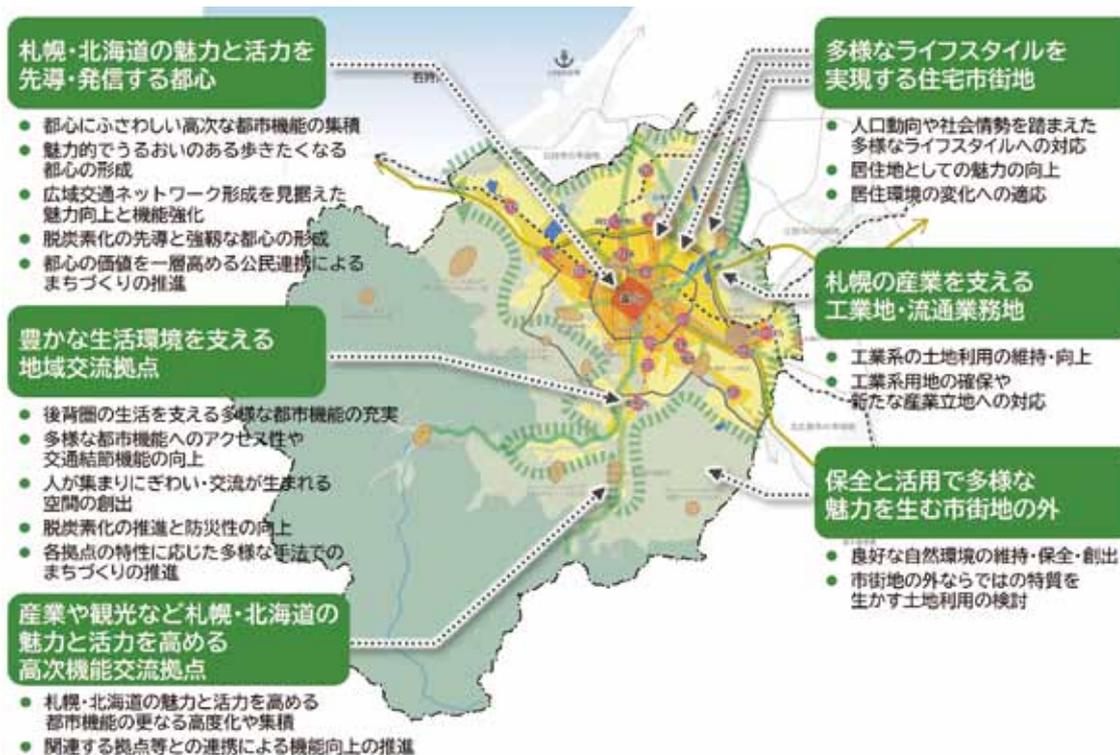


図 2.4 都市づくりの重点等



### (3) 第2次札幌市立地適正化計画について

2次立地適正化計画は、人口減少・少子高齢化の中でも、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を都市の拠点となるエリアに誘導しつつ、その周辺や公共交通の沿線に居住を誘導するとともに、公共交通ネットワークの形成と連携した取組を進める「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを実現するための計画です。

2次立地適正化計画では、図2.5のとおり居住誘導区域や都市機能誘導区域を、表2.2のとおり都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき施設である「誘導施設」を定めています。

図 2.5 各区域の概念図及び範囲



表 2.1 誘導施設の一覧

都市機能	誘導施設
日常生活を支える利便機能	・200床以上の病院／・子どもの屋内遊び場／・大規模な商業施設
公共サービス機能	・区役所／・保健センター／・区民センター・コミュニティセンター／ ・図書館／・体育館／・区保育・子育て支援センター(ちあふる)
地域の魅力を高める都市機能	・200床以上の病院(再掲)／・子どもの屋内遊び場(再掲)／ ・大規模な商業施設(再掲)
都市の魅力を高める都市機能	・MICE関連施設／・高機能オフィス／・大規模ホール
防災力を高める都市機能	・一時滞在施設

表 2.2 都市機能誘導区域と誘導施設

都市機能誘導区域	対象エリア	誘導施設
都心にふさわしい 高次な都市機能 誘導区域	都心	・国際競争力の向上に資する高次都市機能を有する施設(MICE関連施設、高機能オフィスビル) ・教育文化施設(大規模ホール)
地域の暮らしを 守り・育む都市機能 誘導区域	都心、都心 周辺、地域 交流拠点	・200床以上の病院／・子どもの屋内遊び場／・大規模な商業施設 ・多くの市民が利用する公共施設(区役所、保健センター、区民センター・ コミュニティセンター、図書館、体育館、区保育・子育て支援センター) ・一時滞在施設



## 資料3 都市再開発方針の根拠法令

### <都市計画法>

(都市再開発方針等)

第七条の二 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる方針(以下「都市再開発方針等」という。)を定めることができる。

- 一 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条の三第一項又は第二項の規定による都市再開発の方針
- 二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第四条第一項の規定による住宅市街地の開発整備の方針
- 三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第三十条の規定による拠点業務市街地の開発整備の方針
- 四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。)第三条第一項の規定による防災街区整備方針

2 都市計画区域について定められる都市計画(区域外都市施設に関するものを含む。)は、都市再開発方針等に即したものでなければならない。

### <都市再開発法>

(都市再開発方針)

第二条の三 人口の集中の特に著しい政令で定める大都市を含む都市計画区域内の市街化区域(都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域をいう。以下同じ。)においては、都市計画に、次の各号に掲げる事項を明らかにした都市再開発の方針を定めるよう努めるものとする。

- 一 当該都市計画区域内にある計画的な再開発が必要な市街地に係る再開発の目標並びに当該市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針
- 二 前号の市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

2 前項の都市計画区域以外の都市計画区域内の市街化区域においては、都市計画に、当該市街化区域内にある計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要を明らかにした都市再開発の方針を定めることができる。

3 国及び地方公共団体は、前二項の都市再開発の方針に従い、第一項第二号又は前項の地区の再開発を促進するため、市街地の再開発に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

# 資料4 都市再開発方針の変遷と市街地再開発事業等の実績

## (1) 都市再開発方針の変遷

表 4.1 都市再開発方針の経緯

昭和59年度					
1号市街地	ha	整備促進地区		2号地区	
			ha		ha
都心地区	406	都心中心地区	177	札幌駅北口地区	20
北24条駅周辺地区	22			北4西5地区	2
麻生地区	24				
琴似地区	113	琴似中心地区	68		
中央東地区	196	苗穂中央地区	8	苗穂中央第2地区	1
		中央東中心地区	22	旧永山邸周辺地区	3
		中央東創成川右岸沿地区	21		
東本願寺周辺地区	58				
西屯田北地区	32				
桑園地区	68	桑園駅周辺地区	38	国鉄桑園駅周辺地区	32
鉄東地区	115	鉄東地暖プラント周辺地区	4		
菊水上町地区	72				
菊水地区	152	菊水1・1地区	4		
豊平地区	144	豊平橋南地区	7	豊平橋南地区	6
12地区	1,402	9地区	349	6地区	64

- ・1号市街地に地下鉄、JR駅周辺地区等のうち、都市構造上特に重要な地区として交通拠点地区を含めた
- ・2号地区は、一体的かつ総合的に再開発を進めるため、極力面的な区域の指定とした

平成2年度(第1回見直し)					
1号市街地	ha	整備促進地区		2号地区	
			ha		ha
都心地区	389	都心中心地区	120	札幌駅北口地区	34
北24条駅周辺地区	22			都心中心地区	157
麻生地区	24				
琴似地区	113	西区役所周辺地区	19	琴似中心地区	31
		JR琴似駅北口地区	18		
中央東地区	151	中央東地区	90	苗穂中央地区	8
				中央東中心地区	30
西屯田通・中島公園駅周辺地区	188	西屯田通北地区	33		
		中島公園北西地区	5		
中央西・桑園南地区	226				
桑園駅周辺地区	68			桑園駅周辺地区	38
北12・18条駅周辺地区	66				
鉄東・苗穂地区	252	鉄東地区	22		
菊水上町地区	72				
菊水地区	141	菊水1・1地区	4		
東札幌地区	83				
豊平地区	144	南7条大橋南地区	15	豊平橋南地区	7
美園地区	75				
手稲駅周辺地区	108				
篠路駅周辺地区	21				
栄町駅周辺地区	15				
月寒中央地区	38				
平岸駅周辺地区	19				
地下鉄白石駅周辺地区	20				
21地区	2,235	9地区	326	7地区	305

第1章 はじめに

第2章 再開発を  
取り巻く状況

第3章 再開発の  
基本目標

第4章 1号市街地、整備促進  
地区及び2号地区の  
指定と支援の考え方

第5章 地区ごとの  
整備方針

第6章 これからの  
再開発の進め方

資料編

・地下鉄需要喚起、都心周辺整備、再開発必要地区の広域・分散化への対応

平成9年度(第2回見直し)					
1号市街地	ha	整備促進地区		2号地区	
			ha		ha
都心ブロック	389			札幌駅北口地区	40
				都心中心地区	173
都心周辺ブロック	2,403	豊平川右岸地区	374	中央東地区	34
		豊平川左岸地区	103	苗穂中央地区	8
		山鼻・曙地区	255	桑園駅周辺地区	38
		中央市場周辺地区	76	豊平橋南地区	7
				豊平中央地区	11
地下鉄沿線等及び生活 都心ブロック	3,065	麻生・新琴似地区	17	琴似中心地区	37
		篠路駅周辺地区	17	宮の沢駅周辺地区	13
		月寒中央地区	32	手稲駅前地区	11
		JR 琴似駅北口地区	18		
		手稲駅周辺地区	21		
3ブロック	5,857	9地区	913	10地区	372

・第4次札幌市長期総合計画との整合を図る  
・将来の都市像を踏まえた市街地整備の力点の明確化を図る

平成16年度(第3回見直し)					
1号市街地	ha	整備促進地区		2号再開発促進地区	
			ha		ha
都心ブロック	445	都心中核地区		都心地区	144
		都心東部地区			
拠点形成ブロック (面積は他のブロックの面積に 含まれる)		苗穂地区		苗穂中央地区	8
		厚別副都心地区			
		麻生・新琴似地区			
		手稲地区		手稲駅周辺地区	11
		JR 琴似駅周辺地区		JR 琴似駅周辺地区	16
		宮の沢地区			
		北24条地区			
		篠路地区			
都心周辺及び地下鉄沿線等 ブロック	5,726	豊平地区		豊平橋南地区	7
				豊平中央地区	11
		東園地区		東園東地区	9
		菊水上町地区		菊水上町地区	32
居住環境更新ブロック	2,222	JR 白石駅周辺地区			
4ブロック	8,393	15地区		8地区	238

以降の随時見直し

見直し時期		2号再開発促進地区	
			ha
平成19年(2007年)2月		JR 篠路駅西地区	2
平成24年(2012年)4月		JR 苗穂駅周辺地区	9
平成27年(2015年)3月		北4西6周辺地区	4

- ・公共貢献の誘導により都市の魅力向上と都市構造の強化を図る
- ・地域特性に応じた課題や防災課題の解決により都市機能の更新を図る

平成27年度(第4回見直し)					
1号市街地	ha	整備促進地区		2号地区	
			ha		ha
複合型高度利用市街地	5,833	都心地区		都心地区	233
苗穂駅周辺地区の一部 ※複合型高度利用市街地の範囲外	30	苗穂駅周辺地区		苗穂駅周辺地区	33
		地域交流拠点地区 新さっぽろ、宮の沢、麻生・新琴似、真駒内、栄町、福住、大谷地、白石、琴似、北24条、平岸、澄川、光星、月寒、手稲、篠路、清田		新さっぽろ駅周辺地区 篠路駅周辺地区	46 5
		地下鉄駅周辺地区 ■南北線 北34条、北18条、北12条、幌平橋、中の島、南平岸、自衛隊前 (麻生、北24条、すすきの、中島公園、平岸、澄川、真駒内) ■東西線 発寒南、二十四軒、西28丁目、円山公園、西18丁目、菊水、東札幌、南郷7丁目、南郷13丁目、南郷18丁目、ひばりが丘 (宮の沢、琴似、西11丁目、バスセンター前、白石、大谷地、新さっぽろ) ■東豊線 新道東、元町、環状通東、北13条東、学園前、豊平公園、美園 (栄町、東区役所前、豊水すすきの、月寒中央、福住)		地下鉄駅周辺地区 ■南北線 麻生、北34条、北24条、北18条、北12条、すすきの、中島公園、幌平橋、中の島、平岸 ■東西線 宮の沢、発寒南、琴似、二十四軒、西28丁目、円山公園、西18丁目、西11丁目、バスセンター前、菊水、東札幌、白石、南郷7丁目、南郷13丁目、南郷18丁目、大谷地、ひばりが丘 ■東豊線 栄町、新道東、元町、環状通東、東区役所前、北13条東、豊水すすきの、学園前、豊平公園、美園、月寒中央、福住	315
大谷地流通業務団地地区	230	大谷地流通業務団地地区			
JR白石駅周辺地区	5				
4か所	6,098				632

注1)整備促進地区について、前述の地区の範囲に含まれる地区は( )書きで記載。

注2)地下鉄さっぽろ駅・大通駅は「都心地区」として位置づけ。

注3)2号地区「地下鉄駅周辺地区」のうち新さっぽろ駅は、2号地区「新さっぽろ駅周辺地区」として位置づけ。

第1章  
はじめに

第2章  
再開発を  
取り巻く  
状況

第3章  
再開発の  
基本目標

第4章  
指定と支援の  
考え方  
1号市街地、  
地区及び2号地区の  
整備促進

第5章  
地区ごとの  
整備方針

第6章  
これからの  
再開発の  
進め方

資料編

## (2) 市街地再開発事業等の実績

表 4.2 市街地再開発事業等の実績一覧

区分	市街地再開発事業				優良建築物等整備事業			
	地区名	施行区分	事業年度	面積(ha)	地区名	施行区分	事業年度	面積(ha)
完了	北海道庁西地区	組合	S51~54	1.0	真駒内上町3丁目地区	民間	S61~H1	0.7
	一条橋周辺2・6地区	組合	S55~57	0.4	北4西5南第2地区	民間	S62~H2	0.3
	北4西5南地区	個人	S55~57	0.4	桑園十字街A地区	民間	H1~4	0.3
	豊平3・3地区	組合	S56~58	0.9	ビール工場跡地地区	民間	H1~4	5.5
	苗穂中央第2地区	公社	S60~62	0.9	北7西4南地区	民間	H2~4	0.2
	北4西5北地区	組合	S60~63	1.1	北7西1南地区	民間	H3~6	0.4
	旧永山邸周辺地区	公社	S61~63	3.0	地下鉄福住駅地区	民間	H5~7	2.3
	豊平橋南第1地区	組合	S62~H3	1.0	JR桑園駅北口地区	民間	H5~7	1.3
	JR琴似駅南口地区	組合	H3~6	1.4	JR手稲駅北口地区	民間	H6~7	3.2
	苗穂中央第3東地区	組合	H3~9	0.9	北35西6地区	公社	H7~8	0.7
	手稲本町2・4地区	個人	H7~10	0.7	南3西6北地区	公社	H6~9	0.2
	北13東7地区	組合	H8~11	0.8	北25西9地区	公社	H7~10	1.6
	豊平6・6南地区	公社	H8~11	1.5	手稲東新道北地区	民間	H8~10	1.1
	菊水1・2地区	組合	H9~12	0.9	手稲東宮の沢第1地区	民間	H8~10	2.0
	北12西23地区	個人	H10~12	1.1	手稲東発寒6・9地区	民間	H9~10	0.6
	琴似3・1地区	組合	H7~14	2.9	北4西1南地区	民間	H10~13	0.9
	北8西3西地区	個人	H12~15	0.8	豊平橋南2-2-A地区	民間	H12~14	0.4
	JR篠路駅西第1地区	個人	H16~17	0.2	手稲本町1・4地区	民間	H10~15	0.1
	豊平6・6北地区	公社	H13~18	1.4	南郷16南地区	民間	H11~15	1.8
	琴似4・1、2地区	個人	H16~18	2.8	豊平橋南2-2-B地区	民間	H14~16	0.6
	北8西3東地区	組合	H14~19	0.8	大通東4地区	民間	H26~27	0.2
	東札幌1条地区	組合	H15~21	3.7	北2西3北地区	民間	H26~28	0.3
	JR篠路駅西第2地区	会社	H18~22	1.1	北3西3南地区	民間	H30~R1	0.4
	琴似4・2地区	個人	H22~25	1.6	苗穂駅北口西地区	民間	H30~R2	1.3
	手稲本町1・3地区	個人	H24~27	0.3				
	JR琴似駅北口地区	組合	H14~27	1.2				
	札幌創世1.1.1区北1西1地区	組合	H26~R1	2.0				
	北4東6周辺地区	組合	H27~R4	4.1				
	北3東11周辺地区	組合	H30~R4	2.4				
	北8西1地区	組合	R1~R5	2.1				
	南2西3南西地区	組合	H27~R6	0.6				
	計 31地区			44.0	計 24地区			26.4
進行中	北5西1・西2地区	組合	R4~	3.1	※完了地区の事業の開始年度は組合設立又は事業計画年度とし、事業の最終年度は組合解散又は終了認可としています。琴似4・2地区及び北8西1地区は、事業の最終年度を工事のしゅん工年度としています。※事業中地区の事業開始年度は組合設立年度としています。			
	北4西3地区	組合	R5~	1.7				
	大通西4南地区	組合	R6~	2.1				
	計 3地区			6.9				

### (3) 前方針下における市街地再開発事業と優良建築物等整備事業の概要

#### 札幌創世 1.1.1 区(さんく)北1西1地区 第一種市街地再開発事業

<事業年度>

H26 年度～R 元年度

<主な用途>

業務、公共公益施設(札幌文化芸術劇場、札幌市図書・情報館)、駐車場、公共駐輪場

<特徴>

多様な都市機能の集積、重層的な歩行者ネットワーク、エネルギーセンターなど



#### 北4東6周辺地区第一種市街地再開発事業

<事業年度>

H27 年度～R4 年度

<主な用途>

中央体育館、地域冷暖房施設、医療・福祉施設、商業施設、共同住宅

<特徴>

多様な都市機能の集積、重層的な歩行者ネットワーク、エネルギーセンターなど



#### 南2西3南西地区第一種市街地再開発事業

<事業年度>

H27 年度～R6 年度

<主な用途>

商業、業務、共同住宅、公共駐輪場

<特徴>

多様な都市機能の集積、共同荷さばき空間、重層的な歩行者ネットワーク、多目的広場など



#### 北8西1地区第一種市街地再開発事業

<事業年度>

R 元年度～R5 年度(※しゅん工)

<主な用途>

商業、ホール、業務、宿泊、駐車場、共同住宅

<特徴>

民間劇場をはじめとする多様な都市機能の集積、地下歩行ネットワーク、オープンスペースなど



#### 北3東11周辺地区第一種市街地再開発事業 苗穂駅北口西地区優良建築物等整備事業

<事業年度>

H30 年度～R4 年度  
H30 年度～R2 年度

<主な用途>

共同住宅、商業、業務、医療

<特徴>

駅へのアクセス性や回遊性を高める空中歩廊、歩道沿い空地や広場をはじめとする快適な歩行空間など



#### 大通東4地区優良建築物等整備事業

<事業年度>

H26 年度～H27 年度

<主な用途>

医療

<特徴>

地下鉄駅出入口の取り込みによる良好な歩行空間、地下鉄駅と接続するエレベーターの設置など



#### 北2西3北地区優良建築物等整備事業

<事業年度>

H26 年度～H28 年度

<主な用途>

業務、商業

<特徴>

地下歩行空間への広幅員接続と重層的な歩行者ネットワーク、エネルギーネットワークへの接続など



#### 北3西3南地区優良建築物等整備事業

<事業年度>

H30 年度～R 元年度

<主な用途>

業務、商業

<特徴>

地下歩行空間への広幅員接続と重層的な歩行者ネットワーク、エネルギーネットワークへの接続など

